



2025年4月28日

各 位

会 社 名 キ ッ コ ー マ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 野 祥 三 郎
(コード番号 2801 東証プライム市場)
間 合 せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ イ ト コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 部 長 三 好 紘
(TEL. 03-5521-5811)

当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の非継続について

当社は、2025年4月28日開催の取締役会において、2025年6月24日に開催予定の定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を更新しないことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2022年6月21日開催の当社定時株主総会決議に基づき、本対応方針を導入しており、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでまいりました。現時点においても、我が国の資本市場において、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きがみられております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは会社固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様が強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

当社は、このような大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組み（大規模買付ルール）が必要不可欠であると考えております。

他方で、昨今、具体的な大規模買付行為が行われていない段階で本対応方針のような施策をあらかじめ講じておくことは、多くの機関投資家の賛同が得られない状況にあります。また、近時の裁判例等を踏まえると、実際に特定の者により大規模買付行為に関する提案が行われた段階で、具体的な買収者の性質や当該提案の内容、当該大規模買付行為の目的・態様・条件、その他の具体的事実関係を踏まえて当該大規模買付行為への対応策の必要性について、株主の皆様意思を確認する事例が増加しております。

以上を踏まえ、当社は、具体的な大規模買付行為が行われていない段階での本対応方針の更新をしないことといたしました。当社は、本対応方針の有効期間満了後も、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為やその提案が行われる場合には、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報を確保するとともに、その時点において採用可能な適切と考えられるあらゆる施策を講じる所存であります。

以上